

茅ヶ崎市

医療機関・助産所 提示用カード

妊婦健康診査実施機関 各位

○ 妊婦の方へ ○

受診の際には、補助券と本用紙を医療機関・助産所に毎回提示してください。

令和8年4月1日利用分から茅ヶ崎市妊婦健康診査助成額が変わります。

4月1日以降に受診する妊婦健康診査につきましては、以下の助成額で
ご精算いただきますようお願いいたします。

※1回目・5回目・9回目は血液検査を含む健診を想定しています。助産所では利用できません
のでご注意ください。健診の内容や費用によって、補助券の順番を入れ替えて使用していただ
いて構いません。

1回目 医療機関専用券	12,000円→32,000円	8回目	4,000円→5,000円
2回目	4,000円→5,000円	9回目 医療機関専用券	4,000円→12,000円
3回目	4,000円→5,000円	10回目	4,000円→5,000円
4回目	4,000円→5,000円	11回目	4,000円→5,000円
5回目 医療機関専用券	4,000円→12,000円	12回目	4,000円→5,000円
6回目	4,000円→5,000円	13回目	4,000円→5,000円
7回目	4,000円→5,000円	14回目	4,000円→5,000円

※産婦健康診査費用補助券の名称及び金額に変更はありません。



茅ヶ崎市こども育成相談課

0467-81-7171